

第10期

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2021年6月22日（火曜日）午前10時

開催場所

大阪市北区中之島六丁目2番27号

中之島センタービル内

N C B 会館 2階「松の間」

・会場名が変更になっておりますが、2020年6月に開催した第9期定時株主総会と同じ会場です。また、本年1月に開催した臨時株主総会の会場とは異なりますので、末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年は可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
- ・会場にご出席される株主様には、アルコール消毒液の使用とマスクの着用にご協力をお願いいたします。
- ・会場にご出席の株主様へのお土産の用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■ 第10期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案	会計監査人選任の件
第5号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
■ 添付書類	
事業報告	14
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告書	35



サノヤスホールディングス株式会社

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目3番23号
サノヤスホールディングス株式会社
取締役社長 北 達 伊 佐 雄

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、3頁のご案内に従って2021年6月21日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月22日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島六丁目2番27号
中之島センタービル内 NCB会館 2階「松の間」
（末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的である事項
 - 報 告 事 項 1. 第10期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

以 上

〈お願い〉

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈お知らせ〉

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本株主総会招集ご通知添付書類への記載に代えて、当社ウェブサイト (<http://www.sanoyas.co.jp>) に掲載しております。

■事業報告

- 新株予約権に関する事項
- 株式会社の業務の適正を確保するための体制に関する事項
- 株式会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

■計算書類

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

(注) 添付しております事業報告は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部です。また、添付しております連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ウェブサイト (<http://www.sanoyas.co.jp>) において掲載することによりお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。
後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示ください。

日時 2021年6月22日（火曜日）午前10時

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずに行使期限までに到着するようご投函ください。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2021年6月21日（月曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコン端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2021年6月21日（月曜日）午後5時30分入力分まで

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

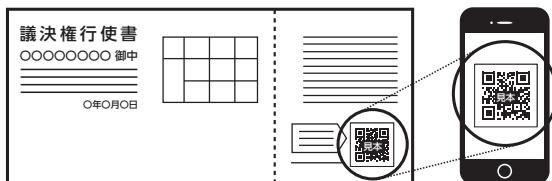
インターネットによる議決権行使について

(行使期限：2021年6月21日(月曜日)午後5時30分入力分まで)

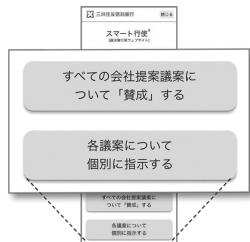
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

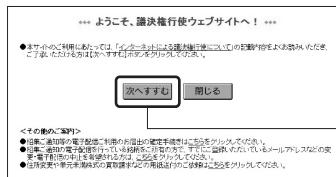
インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

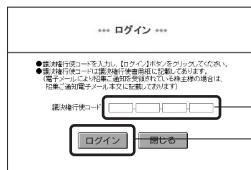
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

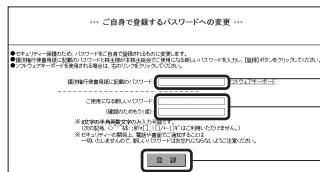
- ② 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- ③ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定して下さい。

「登録」をクリック

- ④ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分に関する事項

当社は当期、繰越利益剰余金の欠損として、2,331,578,383円を計上しており、この欠損を補填し早期に財務体質の健全化を図るため、次のとおり、その他資本剰余金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金に充当することについてご承認をお願いしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,331,578,383円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,331,578,383円

2. 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として認識しており、企業体質強化のための内部留保に努めながら、業績に対応した配当を維持、継続することを基本方針としております。

安定的な配当の継続及び今後の事業展開並びに当期業績及び財務状況等を総合的に勘案し、第10期の期末配当は、その他資本剰余金を配当原資として、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円、総額164,222,120円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月23日

【ご参考】

「新サノヤスグループ 中期経営計画2021」に基づき、次期以降は、当期利益に対する配当性向30%以上（最低5円配当）を目指します。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社子会社の事業の現状に即し、現行定款第2条（目的）に定める事業目的について変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本定款変更は、本総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条（条文省略）</p> <p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p>1. 以下に掲げるものおよびその部品ならびにこれに関連する総合設備の設計、製造、販売、賃貸借、リース、据付、修理、保守および保全に関する事業</p> <p><u>(1)</u> 船舶</p> <p><u>(2)</u> 船用諸機械</p> <p><u>(3)</u> 駐車装置</p> <p><u>(4)</u> タンク類およびその他の鉄鋼構造物</p> <p><u>(5)</u> 土木建設機械機器</p> <p><u>(6)</u> 遊戯機械設備</p> <p><u>(7)</u> 産業用機械</p> <p><u>(8)</u> 自動車用機器</p> <p>＜新設＞</p> <p><u>(9)</u> その他機械器具装置</p>	<p>第1条（現行どおり）</p> <p>（目 的）</p> <p>第2条（現行どおり）</p> <p>1. 以下に掲げるものおよびその部品ならびにこれに関連する総合設備の設計、製造、販売、賃貸借、リース、据付、修理、保守および保全に関する事業</p> <p>＜削除＞</p> <p>＜削除＞</p> <p><u>(1)</u> 駐車装置</p> <p><u>(2)</u> タンク類およびその他の鉄鋼構造物</p> <p><u>(3)</u> ～ (6)（現行どおり）</p> <p><u>(7)</u> 電気機械器具</p> <p><u>(8)</u>（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<ul style="list-style-type: none"> 2. 建築ならびに土木の設計、監督および請負に関する事業 3. 一般鉄工業 4. <u>不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、保守および保全ならびに土地の造成に関する事業</u> 5. <u>遊園地等のレジャー施設、宿泊施設、飲食店および駐車場の管理運営に関する事業</u> 6. <u>空調設備、給排水設備、環境衛生施設の設計および施工に関する事業</u> 7. <u>発電事業およびその管理、運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業</u> 8. <u>コンピュータソフトウェアの開発、販売および保守管理ならびに情報の処理および提供に関する事業</u> 9. <u>警備業</u> 10. <u>保険代理業</u> 11. <u>労働者派遣に関する事業</u> 12. <u>海運業</u> 13. <u>前各号に付帯関連する事業</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 2. ~ 3. (現行どおり) <削除> 4. ~ 6. (現行どおり) <削除> <削除> <削除> <削除> 7. 前各号に付帯関連する事業
第3条~第30条 (条文省略)	第3条~第30条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	うえだ たかし 上田 孝 (1952年7月25日生)	<p>2002年6月 株式会社三井住友銀行執行役員大阪本店営業第一部長 2005年6月 同行常務執行役員大阪本店営業本部長 2006年4月 同行常務執行役員 2007年5月 SMBCセンターサービス株式会社代表取締役社長 2008年5月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現サノヤス・ライド株式会社）副社長執行役員 2008年6月 同社代表取締役副社長執行役員社長補佐 2009年6月 同社代表取締役社長 2011年10月 当社代表取締役社長 2021年3月 当社代表取締役会長【現任】</p> <p>（取締役候補者とした理由） 取締役社長として長年経営を担ったのち、現在は取締役会長を務め、当社グループの事業に通じており、豊富な経験と実績を活かして当社の企業価値向上に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	131,921株
2	きたつじ いさお 北達伊佐雄 (1960年3月28日生)	<p>2012年4月 株式会社三井住友銀行執行役員法人審査第二部長 2013年4月 同行執行役員法人部門副責任役員（法人審査第二部） 2014年4月 同行執行役員ホールセール部門副責任役員（法人審査第二部） 2015年5月 SMMオートファイナンス株式会社（現マツダクレジット株式会社）顧問 2015年6月 同社代表取締役社長執行役員 2019年8月 当社副社長執行役員 2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員社長補佐 2021年3月 当社代表取締役社長【現任】</p> <p>（取締役候補者とした理由） 事業会社での経営者としての経験も備えており、その知見と実績を活かし、豊富な経験と実績に裏打ちされたリーダーシップを発揮して当社グループの経営を牽引することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	29,188株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	きた がわ おさむ 北 川 治 (1958年4月8日生)	2007年4月 株式会社三井住友銀行企業情報部部长 2010年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現サノヤス・ライド株式会社）経理部理事兼企画部理事 2011年4月 同社執行役員 2011年6月 同社取締役執行役員 2011年10月 当社取締役執行役員 2012年6月 当社取締役常務執行役員 2015年4月 当社取締役専務執行役員 2017年4月 当社代表取締役専務執行役員 2021年3月 当社代表取締役専務執行役員社長補佐兼最高品質責任者（CQO）【現任】 （取締役候補者とした理由） 財務、経理をはじめ経営管理部門を長年統括しており、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として監督から業務執行に至る幅広い視点での職務執行が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。	38,073株
4	社外 独立 もり しげ お 森 薫 生 (1954年9月26日生)	1982年4月 弁護士登録（現在に至る） 1988年1月 辻中・森法律事務所パートナー弁護士 1999年4月 森薫生法律事務所（現高麗橋中央法律事務所）開設（現在に至る） 2005年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現サノヤス・ライド株式会社）仮監査役 2005年6月 同社社外監査役 2011年10月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役【現任】 （重要な兼職の状況） 高麗橋中央法律事務所所長（弁護士） 株式会社関西スーパーマーケット 社外取締役監査等委員 （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 弁護士として長年の経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、業務執行に対する適切な監督を行っており、経営の意思決定の妥当性及び適正性の確保が期待できるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。	16,156株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<div style="text-align: center;"> 社外 独立 そえ じま す が 副 島 寿 香 (1958年11月17日生) </div>	1984年9月 アメリカ合衆国イリノイ州公認会計士ライセンス登録（現在に至る） 1984年10月 デロイト・ハスキンス&セルズ公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2005年6月 同法人パートナー 2019年6月 同法人パートナー退任、同法人退職 2020年6月 当社社外取締役【現任】 （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 米国公認会計士として長年の経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見を行っており、経営の意思決定の妥当性及び適正性の確保が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森 薫生、副島寿香の両氏は、社外取締役候補者です。
3. 森 薫生氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、3年9カ月でした。
4. 副島寿香氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、森 薫生、副島寿香の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる最低責任限度額となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当社の取締役、執行役員及び子会社の取締役、監査役の全員を当該保険契約の被保険者としており、保険料は全額会社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 森 薫生、副島寿香の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同取引所に届け出ております。森 薫生、副島寿香の両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
8. 所有する当社株式の数には、2021年3月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査等委員会の決定に基づき、後任としてひびき監査法人の選任をお願いいたしたいと存じます。

現在の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えておりますが、造船事業譲渡後の当社の事業規模及び事業内容を考慮し、改めて検討を行いました。その結果、当社の会計監査人に求められる独立性、専門性、品質管理体制や監査業務の実施体制、効率性、監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したため、新たにひびき監査法人を選任するものであります。

名 称	ひびき監査法人		
主たる事務所の所在地	大阪市中央区北浜二丁目3番6号		
沿 革	1975年7月 有恒監査法人設立 1979年6月 ナニワ監査法人設立 1987年3月 新橋監査法人設立 1997年7月 ペガサス監査法人設立 2007年7月 ナニワ監査法人と有恒監査法人が合併し、大阪監査法人に名称変更 2012年2月 PKF Internationalに加入 2014年7月 大阪監査法人と新橋監査法人、ペガサス監査法人が合併し、ひびき監査法人に名称変更		
概 要	出資金	33,500千円	
	構成人員	代表社員	21名
		社員	4名
		公認会計士	168名
		会計士補・公認会計士試験合格者・その他専門職員	9名
		職員	7名
		計	209名
	クライアント数	144社 (2021年3月31日現在)	

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当株式の数
そえ じま す が 副 島 寿 香 (1958年11月17日生)	<p>1984年9月 アメリカ合衆国イリノイ州公認会計士ライセンス登録（現在に至る）</p> <p>1984年10月 デロイト・ハスキングス&セルズ公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2005年6月 同法人パートナー</p> <p>2019年6月 同法人パートナー退任、同法人退職</p> <p>2020年6月 当社社外取締役【現任】</p> <p>（補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 米国公認会計士としての財務・会計に関する広範な専門知識、豊富な経験をもとに、法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合、速やかに監査等委員としての職責を果たしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>	0株

- (注) 1. 副島寿香氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 副島寿香氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。
3. 副島寿香氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
4. 副島寿香氏は、法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を辞任し、監査等委員である社外取締役に就任する予定です。
5. 当社は、副島寿香氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる最低責任限度額となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当社の取締役、執行役員及び子会社の取締役、監査役の全員を当該保険契約の被保険者としており、保険料は全額当社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 副島寿香氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同取引所に届け出ております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員とする予定です。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第7期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内とする。また、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まないものとする。）とすることを決議いただいております。また、2020年6月23日開催の第9期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の範囲内にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬として支給する金銭報酬債権の総額を設定することについて決議いただいております。

その後、本年2月末に造船事業を譲渡したこと、また、それに伴い取締役の構成の見直しや員数の削減をしたこと等諸般の事情を勘案して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）に減額すること及び当該報酬限度額の範囲内において対象取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬として支給する金銭報酬債権の総額を設定することについてご承認をお願いしたいと存じます。但し、この報酬額には、現行どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まないものとします。

現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役3名）であり、第3号議案が原案どおり承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案については、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

以 上

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、2020年年初から始まった新型コロナウイルスによる感染症が世界的流行となり、中国、欧州、米州に感染が拡大、我が国においても3次にわたって緊急事態宣言が発出されるなど行動制限的な政策がとられたため、個人消費に大きな影響が出ると同時に、企業の経済活動も大きな制約を受けて、景況は大きく下降することとなりました。その後、ワクチン接種が進行した中国、欧州、米国が復活の途についていますが、我が国をはじめ、接種が進まない国々では依然として感染の増加を止めることができない状況にあります。

このような状況下、当社グループは、2021年2月末、祖業であり第一の本業である造船事業を株式会社新来島どっくに譲渡しました。リーマンショック以降、造船業における「二つの過剰」(世界市場における船腹の過剰と、造船所等生産設備の過剰)が継続し、製造原価を下回る新造船船価を甘受せざるを得ない事業環境において、当社グループの財務体力ではこれ以上造船事業を継続することが困難であり、今後、仮に造船市場が回復したとしても、技術開発競争や資材調達コストの低減競争など、中韓の巨大造船会社との競争が激化していく中、当社グループの企業規模では生き残っていくことが難しいと判断したからです。そこで、2021年1月15日に臨時株主総会を開催し、サノヤスの造船事業を残していくためには、企業規模が大きく財務体力に富む株式会社新来島どっくに譲渡することが唯一の策と提案し、ご承認を得て譲渡を実行しました。

また、2013年10月の買収以来業績不振が続いてきた豪州観覧車事業を2021年1月末、スイスのROBUグループに譲渡し、最終処理を完了しました。

グループ内事業再編としては、サノヤス造船株式会社のプラント事業部を、2021年1月4日にサノヤス・プラント工業株式会社として分社し、その株式をサノヤスMTG株式会社が買い取り、さらに、兄弟会社となったみづほ工業株式会社と、2021年4月1日に合併させました。また、2020年1月に買収した、動力制御盤の製造販売を業とするハピネスデンキ株式会社は、着実にグループ企業としての体制を整えつつあります。

以上のようなグループ再編を進めてきましたが、当社グループを取り巻く経済環境は、コロナ禍に伴うインバウンド観光客の劇的な減少をはじめ、行動制限による商談機会の減少が受注活動に大きな制約となり、造船事業・M&T事業ともに、極めて厳しいものとなりました。

これらの結果、当期の連結業績は、売上高は前期対比5,177百万円（10.4%）減少の44,628百万円、営業損失5,267百万円（前期は1,775百万円の営業損失）、経常損失5,154百万円（前期は1,710百万円の経常損失）となりました。

特別利益として、長期にわたり保有してきた投資有価証券の処分により売却益8,149百万円を計上したものの、特別損失として、造船事業の売却損失4,011百万円、豪州観覧車事業の売却損失842百万円、減損損失1,411百万円等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は3,685百万円（前期は2,211百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

事業区分別の経営成績は次のとおりです。なお、区分別の営業利益及び営業損失は配賦不能営業費用控除前のものです。

・造船事業

造船事業の業績は、2021年2月末までの11か月間分を連結決算に算入しています。水島製造所の新造船は年間6～7隻水準の製造を継続する一方、新造船を8隻受注（前期は6隻受注）、大阪製造所における修繕船等マリン事業は堅調に推移、注力中のLPGタンク事業においては新工場建屋を建設するなど、事業継続のため最大限の努力を傾けましたが、受注した新造船の全隻で赤字受注を余儀なくされました。造船事業の受注高は30,379百万円（前期対比6,059百万円の増加）となったものの、売上高は25,915百万円と前期対比2,254百万円の減少、営業損失は4,669百万円（前期は2,895百万円の営業損失）と損失拡大となりました。

・M & T 事業

M&T事業においては、半導体及び電子機器業界向け精密機械加工の売上好調と、買収した動力制御盤製造販売が年間分売上計上（前期は第四四半期分のみ計上）されたことによる業績伸長がありました。また、ニッチトップの事業である化粧品製造装置製造販売や高層ビル建設用エレベーターの製造販売・レンタルで安定的な業績を残したものの、レジャー事業における遊園地の休業や利用客減少による大幅な売り上げ減少が生じ、受注産業であるショットブラストマシン製造販売、プラント工事、管工事の不振が響き、業績は大幅な減収減益を余儀なくされました。コロナ禍における営業活動の工夫により受注高は14,240百万円と前期対比1,239百万円（8.7%）の増加となったものの、M&T事業の売上高は前期対比2,922百万円（13.5%）減少の18,713百万円となり、営業損失15百万円（前期は1,512百万円の営業利益）を計上しました。なお、受注残高は7,050百万円（前期対比1,099百万円の減少）でした。

(単位：百万円)

区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
造 船 事 業	30,379	25,915	－
M & T 事 業	14,240	18,713	7,050
計	44,620	44,628	7,050

(注) M&T事業における機械レンタル及び遊園地施設の運営管理受託に関しましては、受注高及び受注残高に含めておりません。

2. 設備投資の状況

当期、当社グループでは総額2,423百万円の設備投資を実施しました。主なものは、当社におけるERP（基幹系情報システム）投資744百万円、サノヤス造船株式会社におけるLPGタンク製造設備480百万円です。

3. 資金調達の状況

サノヤス造船株式会社において調達していたシンジケート・ローン（2021年2月末残高7,539百万円）は、造船事業の譲渡に伴い、当社が負っていた保証を含めて、当社グループの債務ではなくなりました。さらに、投資有価証券売却代わり金を借入金返済に充当すると同時に、子会社に滞留する資金を当社に集中するなど資金効率向上策を実施した結果、当期末の借入金残高は前期末対比14,623百万円減少の8,700百万円、リース債務は前期末対比739百万円減少の1,345百万円、有利子負債合計は前期末対比15,362百万円の減少の10,045百万円となりました。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2021年1月31日付で、Sanoyas Rides Australia Pty Ltdの全株式を、スイスROBUグループのVeyron Stiftungに譲渡しました。

また、2021年2月28日付で、サノヤス造船株式会社の全株式を、株式会社新来島どっくに譲渡しました。

5. 対処すべき課題

当社は2021年4月12日、「新サノヤスグループ 中期経営計画2021」を公表しました。造船事業譲渡後、M&T事業のみとなった新サノヤスグループの経営方針を、企業理念・ビジョン・ESG経営から説き起こし、グループ構成員には行動原則を示し、計数計画として、2021年度を初年度とする4年間で中期経営計画期間として、2024年度には売上高300億円、経常利益率6%、ROE10%を達成すべき目標として明示し、配当政策について2021年度から配当性向30%以上（最低5円配当）を宣言したものです。

成長戦略としては、中期経営計画で目指す姿として、「技術オリエンテッド」と「ハイサイクル経営」でニッチトップの集合体を目指し、としています。

「技術オリエンテッド」とは、地道な技術開発とカイゼンといった技術革新を経営の中核に据えることをいい、「ハイサイクル経営」とは、意思決定・実践・課題分析のサイクルと、経営トップと現場第一線の相互の意思疎通が、ともに早いスピードで回る経営を意味します。この技術オリエンテッドの専門的担い手として、サノヤスMTG株式会社は、2021年3月1日、社名をサノヤステクノサポート株式会社に変更するとともに、事業活動を行う子会社に対して技術面・システム面のサポートを提供する体制を構築しました。

中期経営計画期間の4年間で、既存事業は売上高250億円の達成を目指します。目標の売上高300億円達成のためには、M&A・事業提携を活用した外部成長が必要と考えており、シナジー効果を重視した選択を第一に、早期の取り組みを行ってまいります。

当年度以降、コロナ禍が拡大し、事態打開の切り札と目されるワクチン接種が進捗して集団免疫の状態になるまで、レジャー事業は困難な事業環境が続くとみられます。一方、これまで設備投資を見合わせていた産業の顧客に、生産設備の整備に力点を移す動きが出てくれば、当社グループの受注商談が活発化することが想定されます。そうした際に、いち早く商機を捉えるため、一段と顧客動向を注視してまいります。精密機械加工など現在好調な事業については、操業体制の拡充等、生産高を向上させる施策を実施します。

また、人財の活用策として、自己啓発努力を喚起するため、2021年5月にグループ全社において共通の「資格取得奨励制度」を開始しました。各社において業務上有効な資格を取得する従業員を積極的に支援し、資格取得の際には報奨金を支給するものです。これにより教育的職場風土の醸成を目指します。

さらに、当期より、全社の取締役等の役員が、より一層グループの成長に積極的に関与するよう、前年度の業績評価を反映させる報酬制度を拡大し、見える化を行いました。これと類似の制度を従業員に対しても一部採用することとしました。

こうした地道な施策はもとより、コーポレートガバナンスの一層の充実とIR活動の推進に努めつつ、財務体力を充実させることにより、M&Aのための資金余力を蓄え、中期経営計画の実現に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 財産及び損益の状況

区 分	第7期 (2018年3月期)	第8期 (2019年3月期)	第9期 (2020年3月期)	第10期<当期> (2021年3月期)
受 注 高(百万円)	22,824	43,632	37,322	44,620
売 上 高(百万円)	47,455	48,144	49,805	44,628
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(百万円)	△3,145	1,326	△1,710	△5,154
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失(△) (百万円)	△4,260	1,383	△2,211	△3,685
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△130円77銭	42円45銭	△67円87銭	△112円47銭
純 資 産(百万円)	13,446	14,654	11,660	7,098
総 資 産(百万円)	67,635	67,110	63,681	26,401

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改訂」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第8期の期首より適用しており、第7期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値になっております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
サノヤステクノサポート株式会社	百万円 10	100.0%	関係会社に対する技術及びシステム等の支援
サノヤス・エンジニアリング株式会社	35	100.0	機械式駐車装置、ショットブラストマシンの製造及び保守点検並びに建設工事用エレベーターの製造及びレンタル
サノヤス精密工業株式会社	60	100.0	農機、特装自動車用及び各種産業機械の部品製造及び組立
みづほ工業株式会社	60	100.0	化粧品、医薬品製造用の乳化装置及び攪拌機の製造
サノヤス・プラント工業株式会社	60	100.0	各種タンクの設計及び施工
山田工業株式会社	100	100.0	空調衛生給排水設備の設計及び施工、環境衛生装置の製造及び保守点検
ハピネスデンキ株式会社	100	100.0	電気機械器具製造、電気工事
サノヤス・ライド株式会社	200	100.0	遊園地遊戯機械設備の製造、遊園地運営
サノヤス・ライドサービス株式会社	80	100.0	遊園地施設の運営管理の受託
美之賀機械(无錫)有限公司	千人民元 3,266	100.0	工場排水処理装置の製造

- (注) 1. 当社の議決権比率は、当社保有割合及び子会社が保有する間接保有割合の合計を記載しております。
2. 2020年4月1日、サノヤス建機株式会社は、吸収合併によりサノヤス・エンジニアリング株式会社とその権利義務の全部を承継させ解散いたしました。
3. 2021年1月4日、サノヤス造船株式会社からの新設分割により、サノヤス・プラント工業株式会社を設立しました。
4. 2021年1月31日、Sanoyas Rides Australia Pty Ltdの全株式を、Veyron Stiftungに譲渡しました。
5. 2021年2月10日、FL CLOVER MARITIME S.A.は解散しました。
6. 2021年2月28日、サノヤス造船株式会社の全株式を、株式会社新来島どっくに譲渡しました。本件株式譲渡により株式会社サノテック(サノヤス造船株式会社が全株式を保有)も当社子会社から除外となりました。
7. 2021年3月1日、サノヤスMTG株式会社はサノヤステクノサポート株式会社に商号を変更しました。
8. 2021年4月1日、サノヤス・プラント工業株式会社はみづほ工業株式会社を吸収合併しました。また、同日付で、サノヤス・プラント工業株式会社はみづほ工業株式会社に商号を変更しました。

③ 当期末における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
サノヤステクノサポート株式会社	大阪市住之江区北加賀屋五丁目2番7号	12,255百万円	17,960百万円
サノヤス・ライド株式会社	大阪市住之江区西加賀屋二丁目2番11号	4,755百万円	17,960百万円

8. 主要な事業内容

当期末における当社グループの主な事業内容は次のとおりです。

区分	主要営業品目
造船事業	—
M & T 事業	機械式駐車装置、ショットブラストマシンの製造及び保守点検並びに建設工事用エレベーターの製造及びレンタル 農機、特装自動車用及び各種産業機械の部品製造及び組立 化粧品、医薬品製造用の乳化装置及び攪拌機の製造 各種タンクの設計及び施工 空調衛生給排水設備の設計及び施工、環境衛生装置の製造及び保守点検 電気機械器具製造及び電気工事 遊園地遊戯機械設備の製造、遊園地運営 遊園地施設の運営管理の受託

9. 主要な営業所及び工場

当 社	[本 社] 大阪市北区
サノヤステクノサポート株式会社	[本 社] 大阪市住之江区
サノヤス・エンジニアリング株式会社	[本 社] 大阪市住之江区 [工 場] 東京テクノセンター（千葉県成田市）、大阪テクノセンター（大阪市西成区）、広島工場（広島県東広島市）、宮崎工場（宮崎県日向市）
サノヤス精密工業株式会社	[本 社] 兵庫県三田市 [工 場] 本社工場（兵庫県三田市）、甲府製造部（山梨県甲府市）
みづほ工業株式会社	[本 社] 大阪市西成区 [工 場] 本社工場（大阪市西成区）
サノヤス・プラント工業株式会社	[本 社] 大阪市西成区
山田工業株式会社	[本 社] 大阪市中央区
ハピネスデンキ株式会社	[本 社] 東京都大田区 [工 場] 茨城工場（茨城県古河市）、大阪工場（大阪府大東市）、九州工場（福岡県福岡市）
サノヤス・ライド株式会社	[本 社] 大阪市住之江区 [工 場] 三田工場（兵庫県三田市）、九州工場（熊本県玉名郡）
サノヤス・ライドサービス株式会社	[本 社] 大阪市住之江区
美之賀機械（無錫）有限公司	[本 社] 中国 江蘇省 無錫市

10. 従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数
造 船 事 業	0名 [0名]
M & T 事 業	872名 [172名]
全 社 (共通)	39名 [0名]
合 計	911名 [172名]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しております。

11. 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,740
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	1,700
株 式 会 社 り そ な 銀 行	710
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	300

II. 株式会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 120,000,000株
2. 発行済株式の総数 32,890,166株（うち自己株式45,742株）
3. 株 主 数 11,589名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
サ ノ ヤ ス 共 栄 会 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (三 井 住 友 信 託 銀 行 再 信 託 分 ・ 住 友 重 機 械 工 業 株 式 会 社 退 職 給 付 信 託 口)	3,140,000	9.56
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,145,000	6.53
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,464,300	4.46
ス ト ラ ク ス 株 式 会 社	1,425,000	4.34
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	1,402,000	4.27
住 友 商 事 株 式 会 社	1,123,000	3.42
日 本 製 鉄 株 式 会 社	1,000,000	3.04
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	844,800	2.57
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	650,000	1.98
	564,000	1.72

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当期中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、2020年6月23日開催の第9期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する中長期的な当社の企業価値向上を図るインセンティブ及び株主価値の共有を目的とした報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いただいております。これを受け、同日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことを決議し、同年7月8日に普通株式210,566株（当社執行役員及び当社子会社取締役への交付分を含む）を発行しています。なお、当社の取締役に対して割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株式数	交付対象者数
取 締 役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	66,260株	5名
社 外 取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。)	0株	0名
監査等委員である取締役	0株	0名

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 会長	上 田 孝		
代表取締役 社長	北 達 伊佐雄		
代表取締役 専務執行役員	北 川 治	社長補佐 兼 最高品質責任者 (CQO)	
取 締 役	松 本 裕 之		
取 締 役	谷 口 哲 郎		
取 締 役	森 薫 生		高麗橋中央法律事務所所長 (弁護士) ㈱関西スーパーマーケット 社外取締役監査等委員
取 締 役	副 島 寿 香		
取 締 役 (常勤監査等委員)	松 田 武 郎		
取 締 役 (監査等委員)	中 尾 誠		
取 締 役 (監査等委員)	山 田 茂 善		太陽有限責任監査法人 総括代表社員CEO

- (注) 1. 取締役 谷口哲郎、森 薫生、副島寿香、中尾 誠及び山田茂善の各氏は、社外取締役であります。
2. 社内各種情報へのアクセスと情報収集能力の担保及び監査体制の確保を図るため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役 副島寿香氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役 山田茂善氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 森 薫生氏が兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき重要な関係はありません。
6. 監査等委員である取締役 山田茂善氏が兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき重要な関係はありません。
7. 取締役 谷口哲郎、森 薫生、副島寿香、中尾 誠及び山田茂善の各氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
8. 2020年6月23日開催の第9期定時株主総会において、新たに北達伊佐雄、多田 勤及び副島寿香の各氏が取締役に選任され就任いたしました。
9. 2020年6月23日開催の第9期定時株主総会の終結の時をもって、倉持貴好、渡邊義則、佐藤正志、鷺野 伸及び南 千恵子の各氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
10. 2021年2月28日付で、多田 勤氏は辞任により取締役 (取締役専務執行役員 経理部担当 兼 システム企画部担当) を退任いたしました。

(注) 11. 当期中で取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更となっております。

(下線__は変更部分を示します。)

氏名	変更年月日	変更前	変更後
北達 伊佐雄	2020年6月23日	副社長執行役員	<u>代表取締役</u> 副社長執行役員
森 薫生	2020年6月26日	岩井コスモ証券株式会社 社外監査役	
上田 孝	2021年3月1日	代表取締役社長	代表取締役会長
北達 伊佐雄	2021年3月1日	代表取締役副社長執行役員	代表取締役社長
北川 治	2021年3月1日	代表取締役専務執行役員 総務部担当 兼 法務部担当 兼 財務部担当 兼 企画部担当	代表取締役専務執行役員 社長補佐 兼 最高品質責任者 (CQO)
松本 裕之	2021年3月1日	代表取締役専務執行役員	<u>取締役</u>

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当社の取締役、執行役員及び子会社の取締役、監査役の全員を当該保険契約の被保険者としており、保険料は全額会社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

3. 取締役の報酬等の額

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- ・当該方針の決定の方法
取締役会の決議により決定したものです。
- ・当該方針の内容の概要

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を果たし株主との価値共有を図ることを基軸とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

2. 基本報酬（金銭報酬）に係る個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3. 業績報酬（金銭報酬）の内容及び当該報酬額の決定に関する方針

業績報酬は、業績向上に対する意識を高めるため前年度の業績評価に応じて月例の固定報酬に加算支給するものとし、評価項目、指標等は中期経営計画との整合を図りつつ、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた上で決定する。

4. 株式報酬（非金銭報酬等）の内容及び当該株式報酬割当数の決定に関する方針

株式報酬は、中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との価値共有を一層高めることを目的として、譲渡制限付株式を毎年一定の時期に支給するものとし、その割当数は基本報酬に準じ、役位、職責に応じて当社の業績等を総合的に勘案して決定する。

5. 金銭報酬、非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種、業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、下表のとおりとする。（単年度予算を達成し、中期経営計画が順調に進捗している場合）

基本報酬	業績報酬	株式報酬
70%	20%	10%

6.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定及び各取締役の担当部門の成果結果を踏まえた業績報酬の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定しなければならない。なお、株式報酬は指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

- ・当期中に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重しているため、当該方針に沿うものであると判断しています。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第7期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち、社外取締役は3名。）です。また、2020年6月23日開催の第9期定時株主総会において、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の範囲内にて、対象取締役に対する譲渡制限付株式のための報酬として支給する金銭報酬債権の総額を設定することについて決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち、社外取締役は3名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第7期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち監査等委員である社外取締役は2名）です。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、当期において、2020年6月23日開催の取締役会にて、代表取締役社長 上田孝に取締役の個人別の報酬等のうち一部の決定を委任する旨を決議しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び前年度の業績評価を踏まえた業績報酬の額の決定であり、委任の理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役へ評価配分を行う者は代表取締役社長が最も適していると判断したためです。委任にあたって取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会での審議結果を前提として決定されるべき旨を附帯決議しております。なお、株式報酬については、指名・報酬委員会の答申を得て、取締役会で取締役の個人別の割当数を決議しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の数 (名)
		固定報酬 (基本報酬+業績報酬)	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	67	58	8	13
監査等委員である取締役	20	20	0	3
合 計 (うち社外役員)	88 (33)	79 (33)	8 (0)	16 (6)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、上記67百万円のほか、兼務するサノヤス造船株式会社及びサノヤスMTG株式会社から取締役としての報酬73百万円を受けております。これらを合計しますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額の総額は140百万円となります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第7期定時株主総会において、年額300百万円以内(但し、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第7期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 非金銭報酬等は、2019年7月に付与した株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権及び2020年7月に付与した譲渡制限付株式報酬に基づく当期における費用計上額を記載しております。
5. 非金銭報酬等の内容は次のとおりです。なお、2020年6月23日開催の第9期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いただいたことから、株式報酬型ストックオプションは、以後付与を行わないこととしております。

・株式報酬型ストックオプション

新株予約権の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	行使期間	行使価額	付与対象者
499個	49,900株	2019年7月11日から 2049年7月10日まで	新株予約権1個 当たり100円 (1株当たり1円)	当社取締役(監査 等委員である取締 役及び社外取締役 を除く。)4名

・譲渡制限付株式報酬

株式数	交付対象者数
普通株式 66,260株	取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) 5名

4. 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況

地位	氏名	出席の状況（出席回数）	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	谷口哲郎	取締役会 14回中14回	経営の意思決定の妥当性及び適正性確保のため、企業経営における豊富な経験と幅広い識見に基づき議論に参加いただくことを期待しており、取締役会及び指名・報酬委員会への出席を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
取締役	森 薫生	取締役会 14回中14回	経営の意思決定の妥当性及び適正性確保のため、弁護士としての専門的な識見と幅広い経験に基づき議論に参加いただくことを期待しており、取締役会及び指名・報酬委員会への出席を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
取締役	副島寿香	取締役会 12回中12回	経営の意思決定の妥当性及び適正性確保のため、米国公認会計士としての専門的な識見と幅広い経験に基づき議論に参加いただくことを期待しており、取締役会及び指名・報酬委員会への出席を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
取締役 (監査等委員)	中尾 誠	取締役会 14回中14回	経営の意思決定の適正性確保のため、企業経営における豊富な経験と幅広い識見に基づき監視・監督いただくことを期待しており、取締役会、指名・報酬委員会及び監査等委員会への出席を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
		監査等委員会 13回中13回	
取締役 (監査等委員)	山田茂善	取締役会 14回中14回	経営の意思決定の適正性確保のため、公認会計士としての専門的な識見と幅広い経験企業経営における豊富な経験と幅広い識見に基づき監視・監督いただくことを期待しており、取締役会、指名・報酬委員会及び監査等委員会への出席を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
		監査等委員会 13回中13回	

(注) 取締役 副島寿香氏は、2020年6月23日開催の第9期定時株主総会において、新たに社外取締役に選任され就任いたしましたので、2020年6月23日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 谷口哲郎、森 薫生、副島寿香、中尾 誠及び山田茂善の各氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げられる最低責任限度額となります。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等の額

40百万円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

47百万円

- (注) 1. 監査等委員会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人による当期の監査計画の内容、監査時間及び報酬見積等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社の子会社のうち、Sanoyas Rides Australia Pty Ltdは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員である取締役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

[ご参考] 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,638	流 動 負 債	10,157
現金及び預金	5,612	支払手形及び買掛金	3,368
受取手形及び売掛金	4,714	短期借入金	1,800
商品及び製品	162	1年内返済予定の長期借入金	2,890
仕掛品	1,108	未払法人税等	69
原材料及び貯蔵品	685	前受金	661
その他の他	1,364	賞与引当金	333
貸倒引当金	△9	保証工事引当金	76
固 定 資 産	12,762	固定資産撤去費用引当金	23
(有形固定資産)	(7,372)	繰上償還債	251
建物及び構築物	2,524	繰上償還債	683
機械装置、運搬具及び工具器具備品	1,730	固 定 負 債	9,145
土地	2,873	長期借入金	4,009
建設仮勘定	244	繰上償還債	1,093
(無形固定資産)	(938)	繰延税金負債	1,618
のれん	806	退職給付に係る負債	1,709
ソフトウェア	114	資産除去債	704
その他の他	17	その他	8
(投資その他の資産)	(4,451)	負 債 合 計	19,302
投資有価証券	3,728	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	86	株 主 資 本	5,496
退職給付に係る資産	306	資本	2,563
その他の他	339	資本剰余金	263
貸倒引当金	△9	利益剰余金	2,679
資 産 合 計	26,401	自己株式	△9
		その他の包括利益累計額	1,512
		その他有価証券評価差額金	1,566
		為替換算調整勘定	△5
		退職給付に係る調整累計額	△48
		新 株 予 約 権	89
		純 資 産 合 計	7,098
		負債及び純資産合計	26,401

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		44,628
売上原価		44,388
販売費及び一般管理費		240
営業損失(△)		5,508
営業外収益		△5,267
受取利息及び配当金	127	
雇用調整助成金等	108	
為替差益	56	
持分法による投資利益	52	
その他	180	525
営業外費用		
支払利息	332	
その他	80	412
経常損失(△)		△5,154
特別利益		
投資有価証券売却益	8,149	8,149
特別損失		
関係会社株式等売却損失	4,853	
減損損失	1,411	
退職給付制度移行損失	57	
関係会社清算損	2	6,324
税金等調整前当期純損失(△)		△3,329
法人税、住民税及び事業税	425	
法人税等調整額	△69	355
当期純損失(△)		△3,685
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△3,685

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,785	流 動 負 債	6,853
現 金 及 び 預 金	113	短 期 借 入 金	3,700
売 掛 金	16	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	2,648
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1	未 払 金	317
未 収 入 金	1,156	未 払 費 用	4
前 払 費 用	45	未 払 法 人 税 等	10
短 期 貸 付 金	1,413	賞 与 引 当 金	25
そ の 他	38	そ の 他	147
固 定 資 産	15,175	固 定 負 債	4,487
(有 形 固 定 資 産)	(0)	長 期 借 入 金	2,943
建 物	0	退 職 給 付 引 当 金	314
工 具 器 具 備 品	0	繰 延 税 金 負 債	462
(無 形 固 定 資 産)	(0)	資 産 除 去 債 務	8
借 地 権	0	そ の 他	757
電 話 加 入 権	0	負 債 合 計	11,341
ソ フ ト ウ ェ ア	0	純 資 産 の 部	
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(15,175)	株 主 資 本	5,503
投 資 有 価 証 券	2,357	資 本 金	2,563
関 係 会 社 株 式	12,255	資 本 剰 余 金	5,280
長 期 貸 付 金	300	資 本 準 備 金	1,135
長 期 前 払 費 用	19	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,144
前 払 年 金 費 用	62	利 益 剰 余 金	△2,331
そ の 他	180	そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,331
資 産 合 計	17,960	繰 越 利 益 剰 余 金	△2,331
		自 己 株 式	△8
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,026
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,026
		新 株 予 約 権	89
		純 資 産 合 計	6,619
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	17,960

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		14
一般管理費		604
営業損失(△)		△589
営業外収益		
受取利息及び配当金	32	
その他の	31	63
営業外費用		
支払利息	174	
その他の	24	199
経常損失(△)		△724
特別利益		
投資有価証券売却益	4,406	
現物配当に伴う交換利益	245	4,652
特別損失		
関係会社株式売却損失	5,431	
減損損失	842	
債権売却損失	44	6,318
税引前当期純損失(△)		△2,391
法人税、住民税及び事業税		△63
法人税等調整額		4
当期純損失(△)		△2,331

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

サノヤスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 浦 隆 晴 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 橋 正 紹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サノヤスホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サノヤスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

サノヤスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 浦 隆 晴 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 橋 正 紹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サノヤスホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

サノヤスホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 松田 武郎 ㊟

監査等委員 中尾 誠 ㊟

監査等委員 山田 茂善 ㊟

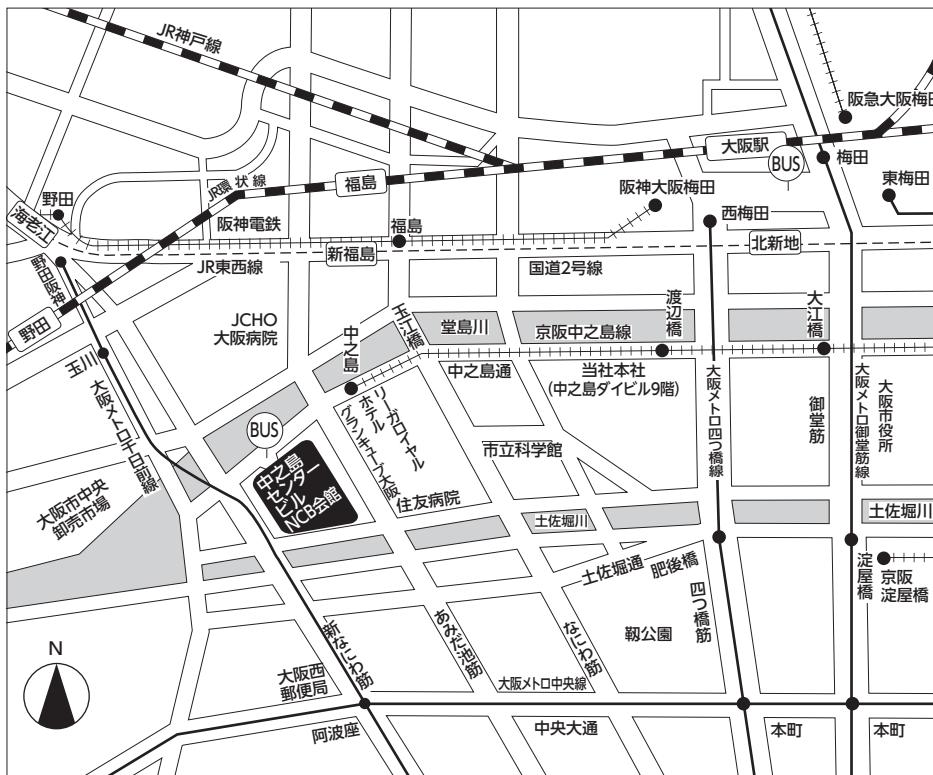
(注) 監査等委員 中尾 誠及び山田茂善は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

会場ご案内図

※ 会場名が変更になっておりますが、2020年6月に開催した第9期定時株主総会と同じ会場です。また、本年1月に開催した臨時株主総会の会場とは異なりますので、お間違いないようご注意ください。

会場：大阪市北区中之島六丁目2番27号
中之島センタービル内 NCB会館 2階「松の間」



- 京阪電車／中之島線 「中之島駅」(2番出口) から徒歩約5分
 - 大阪メトロ／千日前線・中央線 「阿波座駅」(9番出口) から徒歩約7分
 - JR環状線／「野田駅」から徒歩約10分
 - JR東西線／「新福島駅」から徒歩約8分
 - 大阪シティバス／「大阪駅」駅前バスターミナルから53系統(船津橋行)「船津橋」下車すぐ
- * ご来場にあたりましては、当社として専用の駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。